

中国企業に及ぼす中国森林認証政策展開の影響

FSC中国森林認証作業チーム主任

陸文明教授

中国 大連

2010年12月1日

講演内容

- ・ 一、中国森林認証の概況
- ・ 二、中国森林認証政策の発展
- ・ 三、中国企業に及ぼす中国森林認証政策の影響

一、中国森林認証の概況

中国ではまだ森林認証はそれほど普及していない

- ・ 品質管理システム認証: ISO 9000
- ・ 環境管理システム認証: ISO 14000
- ・ 安全管理システム認証: ISO 18000
- ・ グリーン食品認証: 中国国家認証基準
- ・ 環境保護製品認証: 中国国家認証基準
- ・ 森林認証: 国際的には1993年開始、中国国内では2000年前後に本格的に開始。

中国の森林認証はここ十数年間に拡大

- ・ 1995年: 中国林業科学研究院・大学など森林認証研究業務が開始される。
- ・ 2000年前後: 伐採・加工・流通過程における連鎖認証CoCをとる企業がある。
- ・ 2001年: 森林経営単位では森林経営認証を開始していた。
- ・ 2001年: 非正式の中国森林認証作業チーム成立。
- ・ 2001年: 国家林業局によって中国森林認証作業指導グループを設置、森林認証処が設置(現在の認証管理処)された。
- ・ 2006年: FSC中国国家提議が成立(即ちFSC作業チーム)
十年来: 多量な研究・人材育成セミナー・普及・拡大・審査実践なども全面的に展開。

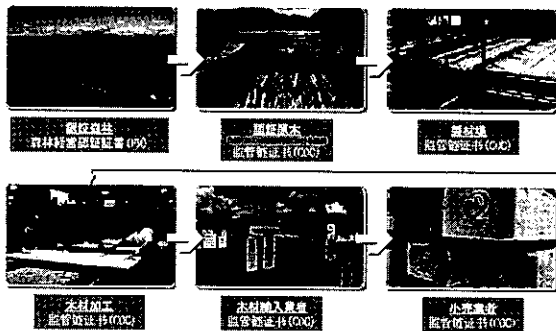
森林経営認証: 森林経営のレベルの保証



伐採・加工・流通過程における: 製品原料の出処の確保



伐採・加工・流通過程における連鎖



森林認証の外部効果 - 1

- 森林認証の最初の段階では森林の持続可能な経営及びその第3者による客観的に認定する市場メカニズムであり、これによって以下の問題を解決した:
 - 森林経営と利用の合法性及びその製品の合法性
 - 森林経営と利用の持続可能性

森林認証の外部効果 - 2

- 近年来、違法伐採とその貿易は日増しに国際社会、特に欧米先進国政府及びNGO国際機関に注目を浴びている。
 - 木材とその林産品の合法性認定ラベルは認証材とその製品の合法性を認定される重要な手段になり、しかもその出所を遡ることが出来る
- 森林認証のラベルは丁度この要求、満足することが出来る。
 - 森林認証を受けた林産品なら、普通では更に合法性認定を求めない。
 - 森林認証中の伐採・加工・流通過程におけるCoC認証は一層科学的・合理的なものであり、もちろん最も複雑だが、それによって違法材混入割合の問題を解決される。

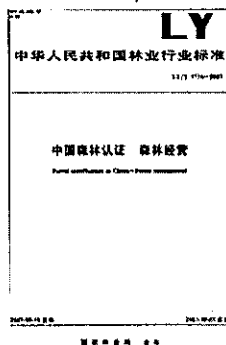
世界における森林認証システム

- 国際システム:
 - 森林管理委員会システム (FSC)
 - 森林認証システム認可計画システム (PEFC)
- 国別システム:
 - アメリカSFIとATFS、カナダCSA、マレーシアMTCC、インドネシアLEI、オーストラリアAFS、チリCertfor、中国森林認証システム (CFCC)

中国国家森林認証システム

- 最近、2認証規格・1認証機構・関連の管理文書を正式に公表。
- 国家林業局が推進し、国家認証監督委員会が指導し、国家林業局科技发展センターによって、その具体的な実施を担当する。
- 2001年9月から、正式に検討開始。
- 2007年9月: 中国森林認証規格 (森林経営と伐採・加工・流通過程における連鎖) 本格的に発表 (中国林科院による編成)。
- 2008年5月: 国家認証監督委員会と国家林業局共同にて、一連の文書が公表された。
- 2009年3月: 国家認証監督委員会が「中国森林認証実施規則」公布。
- 2009年: 国家認証監督委員会の許可を受けて中林(天合)森林認証センターが設置され、一つの認証機構となる。

中国森林認証規格



中国森林认证委员会

中国における森林認証体系



世界における森林認証システムの認証状況

- 2010年9月30日までに
- FSCシステム
 - 81ヶ国, 12,35の森林経営単位, 1,345億ヘクタールの森林。
 - 103ヶ国, 19896の伐採・加工・流通過程におけるCoC認証(現在、2万組織体を超えた)。
- PEFCシステム
 - 2.26億ヘクタール, その内森林所有者47,5664以上。
 - 7,299の伐採・加工・流通過程におけるCoC認証証書。
 - 34の加盟国・28の国家システム、149の政府のサポートを獲得している。

中国における森林認証の進捗状況

- 中国国家森林認証システム: 既に設立, 現時点では認証審査モデルが開発, 初めて黒竜江省新青林業局と吉林省汪清林業局に対して認証審査をされた。
- FSCシステム(2010年9月30日まで)
 - 26の森林経営単位, 163万ヘクタール, 1,356の伐採・加工・流通過程におけるCoC認証(香港, 台湾を含まず), 「全世界: 81ヶ国, 1,235の森林経営単位・1,345億ヘクタール, 103ヶ国, 19,869の伐採・加工・流通過程におけるCoC認証」。
 - 中国の場合では森林認証作業チームを設置し, そして事務所を設ける。
- PEFCシステム(2010年9月30日まで)
 - まだ森林経営認証がない。98業者が伐採・加工・流通過程におけるCoC認証証書, 「全世界では2.26億ヘクタール・7,299の伐採・加工・流通過程におけるCoC認証」。
 - 中国において事務所が設置されていない。

ニ、中国での森林認証政策の発展

中国の森林認証政策

- ・ 監督管理機関(国家認証監督委員会)の政策
- ・ 技術部門(国家林業局)の政策

監督管理機関(国家認証監督委員会)

- ・ 2001年以前、国の認証認可監督管理機構はない。
- ・ 2001年8月29日：国家認証認可監督管理委員会が正式に成立。
 - － 国家認証認可(CNCA)：行政認可を担当する認証機構(またコンサルタント機構とトレーニング機構がある)
 - － 中国認証認可協会：認証業務を担当する審査員を批准する
 - － 中国合格評定国家認可センター(CINAS)：技術評価を担当する認証機構
- ・ 2003年11月1日：国務院が「認証認可条例」を公表。

《認証認可条例》－1

- ・ 第九条 認証機構設立、国務院認証認可監督管理部門による批准を経て、また関係法律に照らして法人資格を取得して、その批准された範囲内の認証活動に従事する。
 - － 批准をされていないすべての組織と個人は認証活動を展開してはならない。
- ・ 第十三条 外国認証機関が中華人民共和国にその代表機構を設置するには、批准手続きを行い、批准されなければならない。また、法律によって商工行政管理部門で登録手続きをして、その属する機構の業務範囲で関係する普及活動に携わることが出来る。ただし、認証業務に従事してはならない。

《認証認可条例》－2

- ・ 第五十七条 批准を取得しないで、無断で認証活動に従事したら、取り締まる。10万元以上50万元以下の罰金を徴収。違法所得あったら、その違法所得を没収。
- ・ 第五十八条 批准をされていない外国認証機構が、中華人民共和国内で代表機構を設立したら、それを取り締まる。5万元以上20万元以下の罰金を徴収する。
 - － 批准されて設立された外国認証機構代表機構が中華人民共和国内で認証活動に従事した場合、違法があった場合は、その改正を命令し、10万元以上50万元以下の罰金を徴収。違法所得があったら、その違法所得を没収する。重大な違法なら、その批准文書を引き上げ、公表する。

中国における三つの森林認証システム

- ・ FSCシステム：全部で14のFSC協議会で認可された外国認証機構が中国でFSC認証業務を行っている(FM認証とCOC認証を包括する)。
- ・ PEFCシステム：全部で4の外国認証機構が中国でPEFC認証業務を行っている。(COC認証しか行っていない、FM認証は行っていない)。
- ・ CFCCシステム：CNCAの批准を受けた中林(天合)森林認証センター(2年の試験期間、2年後正式に実施)。
- ・ 商工登録完了
 - － 審査員は中国認証認可協会に認可された。
 - － しかし、現時点では、まだ、中国合格評定国家認可センターの認可を取っていない(これは、まず、3回認証作業を展開してから、再評定する)。

監督管理部門(CNCA)の政策

- ・ 2003年11月1日「条例」公布から2010年4月にかけて、CNCAがFSCとPEFCの外国認証機構に対して「条例」に準じて厳格な監督管理を実施しておらず、ずっと黙認する態度を取っている。これにより、公衆によって中国森林認証に対する合法性への疑問が提出されることになる。
- ・ 2010年4月：CNCAは厳格に「条例」の要求に従い、FSC授權を受けた8の外国認証機構の中国における森林認証業務を終止させた。その他、中国で登録又は合資認証がある6の機構に対して、一時的にその森林認証業務を許可することにした。(厳しい意義から見ればまだ「条例」の要求に合っていない。(これは登録手続きが完備ではないか、又は登録手続きが問題ないものの、その業務範囲が授權されていない)。
- ・ 実際には、これは政策の変化ではなく、以前には「条例」を厳格に執行していなかったのである。

技術部門(国家林業局)の政策－1

- CNCAは監督管理部門とし、監督規範管理を主とする。
- 国家林業局は技術部門とし、森林認証業務に目を向ける。
- 2001年:国家林業局による中国森林認証作業指導チームが成立。
- 2001年:国家林業局科技发展センター傘下の森林認証処を設置(現在の認証管理処)。
- 2001年:国家林業局では中国森林認証システム(CFCC)成立を検討し始める。

技術部門(国家林業局)の政策－2

- 2007年10月:中国森林認証規格(FMとCOC)が正式に発布される。
- 2006年―2009年:4組の森林認証を試験的に実施する(主に森林認証知識のトレーニングを展開し、中国森林認証基準を試験した)。
- 2010年1月:国家林業局が中国森林認証作業指導チーム調整(賀治邦局長がチーム長兼任)。同時に中国森林認証管理委員会が成立(林業局長が主任を兼任。これは国際相互認可のためである)。

技術部門(国家林業局)の政策－3

- 2010年:中国森林認証システムが正式に成立。
 - － 国家林業局によって、中国森林認証規格が公布(FMとCoCを包括)された。
 - － CNCAは認証機構1社の成立を批准した。
 - － CNCAと国家林業局が共同にて、関係公文書を発出。
- 2020年:正式に森林認証審査を試験的に開始。
- 2010年9月16日:「国家林業局が森林認証作業を速やかに推進する指導意見」を公布された。

「国家林業局が森林認証作業を速やかに推進する指導意見」

- 一つの指導思想、四条の基本原則、二つの発展目標(2015年・2020年)「「国際相互承認」、幾つかの主要任務。
- 保障措置における政策措置:
 - － 森林の持続可能な経営と森林認証への有利な政策措置を制定。関係部門との交流協力を強める。森林認証は認証製品を出来るだけ早く政府調達リストに取り入れ、さらに、漸次、その調達割合を増加する。
 - － 森林認証をされた森林経営体と林産品生産・販売企業に対し、技術指導・情報提供・項目手配・資源利用・銀行保証・市場開拓などの面でサポートを与える。

三、中国森林認証政策の発展が 中国企業に及ぼす影響

中国森林認証政策の発展が 中国企業に及ぼす影響

- 部門の角度から見ると
 - － 国家認証監督管理委員会の政策から
 - － 国家林業局の政策から
- 時間の角度から見た場合
 - － 短期的影響
 - － 長期的影響

監督管理部門(CNCA)の角度から 見た場合

- ・ 認証機構の合法性の問題
- ・ 中国企業に及ぼす「認証認可条例」の執行
- ・ 程度の影響

森林認証機構の合法性問題

中国森林認証機構の合法性の現状

- ・ 2003年11月1日公布された「認証認可条例」には、国内外認証機構が中国で展開する認証(森林認証含め)に対し、いずれも明確な規定があり、夫々の認証機構は其れを必ず明確に知っているべきで、厳守しなければならない。
- ・ 色々な原因と、さらに、森林認証が、1)新しい事物であり、2)森林の持続的経営と林産品の国際マーケットへの進出可能性において有利なため、国家認証監督委員会として、たとえその機構が今までに完全な合法性を整備しなかったとしても、見て見ぬふりで黙許の態度を取ってきた。
- ・ 国家認証監督委員会自身も不作為の疑いがある。幾つかの中国で登録した認証機構がその業務の合法化をしたい、認証範囲拡大を申し入れたい場合にも、国家認証監督委員会として、これに対し積極的に対応していない。
- ・ 2010年4月になって、国家認証監督委員会がようやく外国認証機構への監督管理に力を入れた。

中国森林認証システム認証機構の 合法性

- ・ 現在、一社しかない。即ち中林(天合)森林認証センター
 - 既にCNCAが批准した。
 - 既に商工登録を済ませた。
 - 審査員が既に中国認証認可協会の認可を済ませた。
 - (関係規定に応じて、3回目の認証業務を完成した後、中国合格評定国家認可センターの認可が得られる)。
 - 合法の森林認証機構。
 - (もちろん、ただ中国森林認証システムしか認証出来ず、FSCシステムとPEFCシステムの認証は出来ない)。

FSCシステム認証機構の合法性

- ・ 現在、FSC授権の認証機構の内、14の機構が中国での森林認証を展開している。これらはBV、CU、DNV、GFA、IC、IMO、QMI、SA、SCS、SGS、SGSNA、SQS、SW、TTである。
 - その殆どが中国では未登録である。幾つかの機関は中国で登録を済ませている。
 - 「条例」に従って、例えば中国で代表機構として登録を済ませたとしても、森林認証業務を展開できない(普及活動しかできない)。
 - 2010年4月: CNCAの確認で、中国で登録していない認証機構なら、引き続き森林認証業務を行ってはいけない。しかも、中国で登録を済ませた認証機構なら、一時的に森林認証業務展開可能。以上のことからその合法性も完全なものではないと説明出来る。

PEFCシステムの認証機構の合法性

- ・ 状況はFSC同じ。
 - 現在、PEFC授権の認証機構の内、中国で森林認証を展開するのは4機構しかない。そして、いずれも伐採・加工・流通過程におけるCoC認証である。これらは、BV、QMI、SCS、SGS South Africa(Pty)Ltdである。
 - ただ、BVは中国で登録を済ませた。その他は未だ中国で登録していない。
 - 「条例」によって、例えば代表機構として中国で登録しても、森林認証業務は展開出来ない(普及しか出来ない)。
 - 2010年4月、CNCAの確認で、中国で未だ登録していない認証機構は、引き続き森林認証業務を行ってはいけない。しかし、中国で登録を済ませた認証機構なら、一時的に森林認証業務展開が可能。以上のことからその合法性も完全なものではないと説明出来る。

国家認証監督管理委員会の 「条例」実施を強化することが 中国企業に与える影響

「条例」実施の強化が 中国企業に与える影響－1

- ・ 短期的影響
 - － 現在中国のFSC認証(特に伐採・加工・流通過程におけるCoC認証)(PEFCシステムも同じ)は、主にSGS、BV及びDNVが審査した。中国で登録を済ませたが、その完全合法性には依然として問題があるものの、CNCAが一時的に森林認証業務展開を可能という優遇政策を与える。従ってCNCAの「条例」実施の強化が、中国企業への短期的影響はありえない。

「条例」実施の強化が 中国企業に与える影響－2

- ・ 長期的影響－1
 - － 若しあらゆる外国の認証機構がこの2年の間、中国で独自に新しい認証機構を設置しない、あるいは、中国で登録しその森林認証範囲を増加とする場合には、「条例」に従って、CNCAが与える一時的な優遇期間終了後、その森林認証を完全に終止される可能性がある。こうしたことは中国FSCとPEFCの森林認証への重要な影響が起こる。このため、中国企業にデメリットな影響をもたらす。可能性の大きいことは、その様な場合になったら、1つか2つの認証機構が森林認証を展開出来る。従って、十分な競争が足りないの、認証費用が大幅上昇して、企業のコストを増加させる。
 - － 現時点から見ると、このような可能性も比較的大きい。

「条例」実施の強化が 中国企業に与える影響－3

- ・ 長期影響－2
 - － 当然、中国にける森林認証のマーケットが最も大きいので、近年来、伐採・加工・流通過程におけるCoC認証数が大幅に増加し、中国の森林認証マーケットに流入したい外国認証機構が「条例」の規定によって、外資独自または中外合資の森林認証機構を設立する可能性が大きい。中国での森林認証を合法で展開する
 - － もし、こうした状況だったら、国家認証監督管理委員会が「条例」実施を強化することは、長期的に見ても、中国森林認証市場及び中国企業への影響はそれほどではない。
 - － この意味から言えば、CNCAが「条例」を厳格に執行するばかりで、認証監督管理政策の寛化を意味していない。認証機構として、中国の法令規則を守ることもあたりまえのことである。

国家林業局が実施する森林 認証政策の変化が 中国企業に及ぼす影響

国家の森林認証政策の変化が 中国企業に及ぼす影響

- ・ 国家林業局が森林認証を高度に重視。
- ・ 中国森林認証作業チームが成立、及び中国森林認証管理委員会、森林認証処設置(現在の認証管理処)。
- ・ 積極的に中国森林認証システムを提起、推進(一連公文書・制度・標準)。
- ・ 同時に、FSCとPEFCの中国における森林認証に対するもサポート(その前提は中国の法規則を守るべきこと)。

森林認証指導意見

- ・ 紹介したこと
- ・ 核心：高度重視、積極的推進、発展を速める
- ・ 認証範囲：森林認証から、CO2を減らす林・竹林・非木質林産品・森林生態環境などの多面的機能、生産経営性サービス、絶滅のある稀少な植物品種などの生産経営認証に拡大して行く。
- ・ 発展目標の一つ：国際相互認可（PEFCシステムとの相互認可）
- ・ 2大政策措置：
 - 森林認証は認証産品を出来るだけ早く政府調達リストに載せ、さらに、逐次、その調達割合を増加させる。
 - 調達割合。
 - 森林認証された森林経営体と林産品生産・販売企業に対し、技術指導・情報提供・項目手配・資源利用・銀行信用保証・市場開拓などの面でサポートを与える。

政策一：政府調達政策

政府の木材に対するグリーン調達政策

- ・ 中国政府はグリーン調達政策を制定し、2006年、「環境標準産品政府調達実施意見」と「環境標準産品政府のグリーン調達リスト」を公表。規定は2007年1月1日をもって中央政府及び省クラスの行政機関で率先して実施されてきたが、2008年1月1日から全国的に広範囲に実施されている。
- ・ この政策は本質ボード・無垢フローリング・家具に及んでいる。
- ・ 主に生産過程における環境への影響の少ない製品。
- ・ しかし、森林認証製品に及んでいない。

森林認証指導意見

- ・ 第22条第一部分：森林の持続的経営と森林認証に有利な政策措置の作成。関連部門との交流・協力の強化、認証産品を出来るだけ早く政府調達リストに取り入れ、次第にその調達割合を増加する。
- ・ 2011年：国家財政資金で森林認証製品の技術とその利用項目を展開する。これには、中国政府公共調達林産品の産品分類・産品リスト・産品価格構成・産品調達/競売ルール・産品ラベルなど五つの面における技術的問題を主として研究する。森林認証産品ハンドブックとその取り扱うガイドラインの編成、森林認証産品を政府公共調達政策リストに載せる。

政府調達政策による中国企業への影響－1

- ・ 短期的影響：
 - 指導意見ではただ出来るだけ早めに森林認証産品を政府購入調達リストに取り入れることを提出しているが、本格的な実施に至るには、未だ多大な技術とプロセスの面での準備作業が存在し、時間も掛かる。そのため、短期的には、中国企業への影響がそれほどない。

政府調達政策による中国企業への影響－2

- ・ 長期的影響：
 - 何年後かに、いったん、森林認証産品を本格的に政府購入調達リストに包括されると、中国企業への影響は巨大で、その示範作用が計り知れない。
 - これは林産品加工企業を鼓舞し、伐採・加工・流通過程におけるCoC認証を積極的に追及し、ひいては森林経営体の森林経営認証を促進させる。
 - 森林認証産品が木材出所の合法性を証明すること、製品の出所も持続的経営森林からのものを証明していることに鑑み、アメリカのレーシー法やEU木材が全面的に要求する調査の求めに合致することができる。
 - 従って、政府購入調達の影響は長期的・積極的・有効的である。

政策二：資金・技術的サポート

森林認証指導意見

- 第22条第一部分：森林認証された森林経営体と林産品生産・販売企業に対し、技術指導・情報提供・項目手配・資源利用・銀行信用保証・市場開拓などの面でサポートを与える
- 以下の二つ面にまとめる。
 - － 資金的サポート
 - － 技術的サポート

資金技術政策が中国企業に与える影響－1

- 短期的影響：
 - － 指導意見には、認証を済ませた森林経営体と林産品販売企業に対し、資金と技術面でサポートすると規定は大雑把なものに鑑み、実際の実施及びその程度や範囲もあまり確定出来ない。こうしたら、中国企業への本格的なサポートも限りがある(ある省では指導意見の規定ように実施することが出来るが、実施しても、そのサポートは限度があり、象徴的なものである。ある省ではそれほど実施出来ない)
 - － だから、資金と技術面のサポートが中国企業への短期的影響はあまりない。

中国企業への資金技術政策の影響－2

- 長期的影響：
 - － 短期的に見ても、政府が森林認証を展開する森林経営体と林産品生産販売企業への資金と技術面のサポートは有限、企業への影響も大きくない。
 - － しかし、長期的に見れば、これは政府として森林認証を重視・サポートすることの具体的な表現であり、その動機は明らかで、森林経営体と林産品生産販売企業は対して大いに激励される。森林認証を展開する時、確かにある運営体が本格的な資金と技術的支持を取得したとしても、別な運営体がそれを展開しても、必ずしも資金と技術援助を取れるかどうか分からない。
 - － 従って、長期から見ると、政府の資金と技術支援の企業に対する影響が積極的・有効である。

発展目標：国際相互承認進展

森林認証指導意見

- 第7条 発展目標：
 - － 2015年まで……基本的には国家森林認証システム成立 そして、国際相互承認実現
 - － 2020年まで……国家森林認証システム整備完了 そして、国際相互承認範囲拡大

中国森林認証システムの国際相互承認 進展

- 中国森林認証システムの発展プロセスにおいて、何時も国際相互承認を探し求めるために努力して来ている
- FSCシステムと相互承認不可能(FSCシステム相互承認しない)【その他の国の国家システムとの相互承認の意義も大きくない】
- PEFCシステムと相互承認しか出来ない、可能
- 2007年現在、相互承認文書の準備に続いている
- 2008年から、PEFCオーストラリア・フランスとブラジルの年度大会に参加
- 2010年11月、中国がPEFC国家会員申請書を提出する
- 2011年PEFC年度大会にて正式にPEFC加盟できると予測、そして、その会合で正式に相互承認文書を提出する
- 2012年、中国森林認証システムとPEFCとの相互承認を実現可能と予測

中国森林認証システムの国際相互承認 進展 - 1

短期的影響:

- 現時点から見ると、中国森林認証システムが2012年までに国際に相互承認を本格的に実現させることは難しい。だから、短期的に見て、中国森林認証システムの国際相互承認の進展が中国企業への影響は殆どない。

中国森林認証システムの国際相互承認 進展 - 2

長期的影響:

- メンバーから見ると、特に2013年以後、ひとたび、中国森林認証システムとPEFCとの国際相互承認が実現すると、中国システム認証の森林産品も、PEFCマークを付けことが出来る(独自に中国マーク貼付、独自にPEFCマークの貼付、中国マークとPEFCマークの同時貼付も可能)、こうなれば中国認証システムによる認証林産品が完全に認可されることになる。
- これは中国認証システムによる認証産品の国際マーケット進入のためにゴサインが点いたことになる。
- これは中国企業の森林認証に対する展開を大いに盛り立てる。
- そのためには、中国企業への影響は積極的、巨大、かつ有効的である。

ご静聴有難
う!